

令和5年度

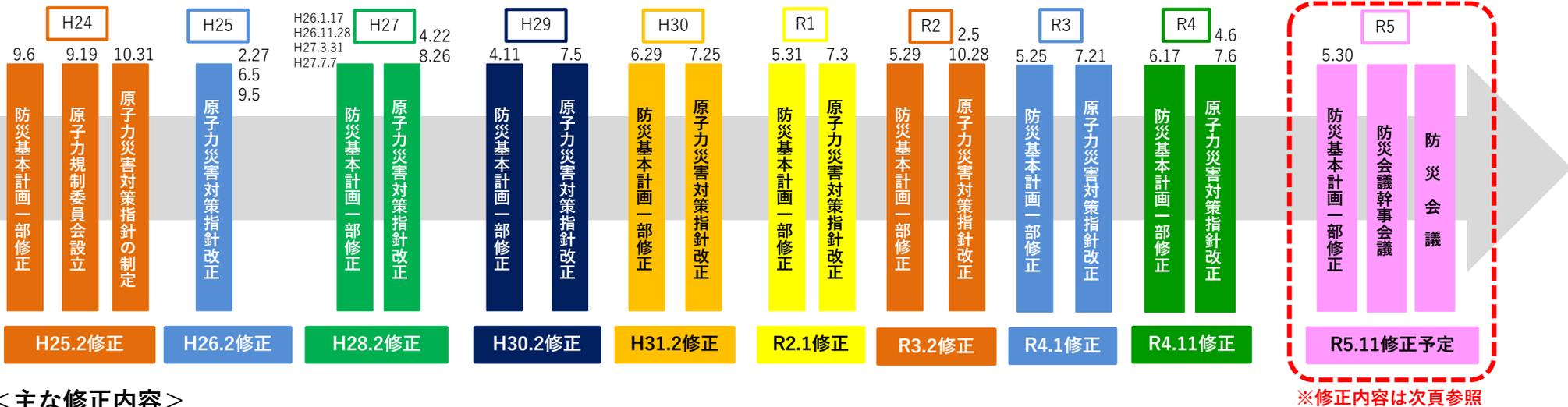
宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

【目次】

- | | | | |
|---|------------------|-----|---|
| 1 | 修正の経緯 | ・・・ | 1 |
| 2 | 令和5年度的主要修正内容について | ・・・ | 2 |

1 修正の経緯

※防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正、修正状況は主なものについてのみ記載



<主な修正内容>

H24年度 (H25.2修正)

- 原子力災害対策重点区域の導入
PAZ：予防的防護措置を準備する区域
UPZ：緊急防護措置を準備する区域
- 防護措置の新しい判断基準の導入
EAL：緊急時活動レベル
OIL：運用上の介入レベル

H25年度 (H26.2修正)

- 緊急時活動レベル (EAL)の全面修正
- 国による緊急時モニタリング体制の統括
- 安定ヨウ素剤予防服用体制を区域に応じて構築

H27年度 (H28.2修正)

- 予測的手法から実測値の重視
・避難や一時移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考とする文言の削除
- 避難退域時検査の実施
・OILに基づく防護措置として住民等を対象とした検査の実施
- 原子力災害医療体制の整備
・「被ばく医療体制」から「原子力災害医療体制」に移行

H29年度 (H30.2修正)

- 緊急時活動レベル (EAL)の修正
・地震・津波等の自然災害に対する要件や新規基準に適合していない実用発電用原子炉用の要件の修正など
- PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域の設定
・離島部やPAZ内を通過しなければ避難できない牡鹿半島部
- 防護措置及び一時移転等の実施方針の作成
・県及び国が相互に協力し、緊急事態区分の進展に応じて作成

H30年度 (H31.2修正)

- 緊急時活動レベル(EAL)の区分に関する文言の整理
・「緊急事態区分とEALの枠組み」について、いわゆる「冷却告示」の対象施設が適用外であることを明記
- 放射線による影響に関する文言の修正
・確定的影響を回避→重篤な確定的影響を回避し又は最小化
・「確率的影響のリスクを最小限に抑える」→「確率的影響のリスクを低減する」

R1年度 (R2.1修正)

- 原子力災害医療体制に関する文言の追記・整理
・広域的な原子力災害体制の構築
- 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制に関する文言整理
・「平時から周知すべき内容」や「事前配布における薬剤師の協力体制の構築」、「副作用に係る医療体制の整備」

R2年度 (R3.1修正)

- 防災基本計画関連
・「原子力被災者生活支援チームの早期設置」や「被災自治体支援チームの派遣」、「避難所における新型コロナウイルスを含む感染症対策の平時からの検討、実施」などを反映
- 原子力災害対策指針関連
・緊急時活動レベル (EAL)の判断基準の一部見直し

R3年度 (R4.1修正)

- 防災基本計画関連
・新型コロナウイルス対策を踏まえた修正などを反映
- 原子力災害対策指針関連
・施設敷地緊急事態要避難者の定義を改正
- その他
・女川原子力発電所1号炉が冷却告示の対象施設として追加されたことを受け、緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)を別途指定
・復興・危機管理部の新設に伴い、本部事務局の体制を整理

R4年度 (R4.11修正)

- 防災基本計画関連
・緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備に関する記述追加
- 原子力災害対策指針関連
・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を追記
・原子力災害医療における各機関の対応について修正

2 令和5年度の主な修正内容について

国計画の修正等の反映

1. 防災基本計画との整合（地震編等と同様）

最近の施策の進展等を踏まえた修正（多様な主体と連携した被災者支援ほか）
[新旧対照表p3ほか]

2. 災害対策基本法施行令の改正を踏まえた修正（地震編等と同様）

緊急通行車両標章等交付の制度が変更になったことに伴う修正
[新旧対照表p4]

3. 原子力災害対策マニュアルとの整合

語句等を統一するもの
[新旧対照表p13ほか]

その他の修正

1. 県復興・危機管理部の組織再編に伴う修正

組織再編による分掌事務の変更等を反映
[新旧対照表p5ほか]

2. 自然災害の県配備体制の変更に伴う修正

震度5弱の地震発生時における県配備体制の変更に伴い、自然災害による配備基準との関係を見直し
[新旧対照表p8]

3. 情報伝達手段の追加

住民等への情報伝達手段に「スマートフォン向けアプリケーションの活用」を追加
[新旧対照表p13ほか]

4. その他

文書表現や語句等の記述を適正化
[新旧対照表p2ほか]